

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 4 年度 [医 療 局]

事 業 名
7 款 8 項 1 目 初期救急医療対策事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	374,757	0	4,023		96		370,638
執行見込額	602,656	0	4,023		96		598,537
今回補正額	227,899	0	0	0	0	0	227,899

【事業概要】

休日・夜間等、医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、救急医療体制を整備します。

【事業費の内容】

1 休日急患診療所運営助成事業

(1) 休日急患診療所運営費

運営に係る人件費、自家発電装置点検費、駐車場賃貸料（南、保土ヶ谷、青葉、都筑、戸塚、泉、瀬谷区）に対して、助成を行います（合計216,719千円）。

(2) 休日急患診療所施設補修費

老朽施設の修繕に対応するための補修費（8,000千円）補助を行います。

2 夜間急病センター運営費助成

それぞれの夜間急病センターの運営に係る人件費に対して補助を行います。

(単位：千円)

北部	26,775
南西部	53,725

【補正概要】

新型コロナウイルス感染症の影響による患者の受療行動の変化などにより、一般患者数（発熱等新型コロナ感染疑いの患者以外）の減少に伴う収入減が見込まれ、初期救急医療体制の継続に影響を及ぼすことが懸念されている夜間急病センター（北部・南西部）及び休日急患診療所（18施設）に対し、補助を行います。

◆実施概要

夜間急病センター（北部・南西部）及び休日急患診療所（18施設）の運営に係る事業全体の赤字額に対して収支均衡となるよう、人件費（現行補助制度による交付分を除く）の一部を対象に補助を行います。

(単位：千円)

	補助額	収支差額見込	人件費見込※
①北部夜間急病センター	33,155	33,155	93,790
②南西部夜間急病センター	13,836	13,836	64,161
③休日急患診療所（18施設）	180,908	180,908	441,307
合 計	227,899	227,899	599,258

※現行補助制度による交付分を除く

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①休日急患診療所運営助成事業	224,719		224,719	
②初期救急診療機能強化助成	69,000		69,000	
③夜間急病センター運営助成事業	80,500		80,500	
④休日急患診療所跡地管理	450		450	
⑤事務経費	88		88	
⑥初期救急医療緊急対策事業	0	227,899	227,899	緊急対策による増
合 計	374,757	227,899	602,656	

【事業スケジュール】

令和4年度補助額（現行補助制度）並びに令和4年度夜間急病センター（北部・南西部）及び休日急患診療所（18施設）の運営に係る収支額が確定する令和5年6月以降に交付を行います。

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 4 年度 [医 療 局]

事 業 名
7 款 8 項 1 目
救急医療センター運営事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	使用料及び手数料	その他	市債	一般財源
現計予算額*	452,470			2,378			450,092
執行見込額	546,646			2,378			544,268
今回補正額	94,176	0	0	0	0	0	94,176

【事業概要】

夜間における初期救急医療体制の中心施設である横浜市夜間急病センター及び、24時間365日体制で急な病気やけがのときの受診相談を電話サービスで対応する横浜市救急相談センターについて、指定管理制度により管理運営を行います。平成27年度からは、新たな指定管理（第三期）に入り、指定管理期間を10年間（平成27年度～令和6年度）として、平成26年度に選定した団体である一般社団法人横浜市医師会により運営を行っています。

横浜市救急相談センターは、#7119という全国統一の電話番号により、平成28年1月からは、救急電話相談の対象者を小児のみから全年齢へ拡充した形で運用を開始しました。また、同年6月からは、対応時間を24時間化し、365日切れ目のないサービスを市民に対し、提供しています。

また、市民認知率の上昇に伴う入電数の増加に合わせ、受電ブースを大幅に増設（20台から35台）するなどの体制強化を図るため、平成30年度に救急相談センターを移転しました。

【補正概要】

新型コロナウイルス感染症の影響による患者の受療行動の変化などにより、一般患者数（発熱等新型コロナ感染疑いの患者以外）が減少しています。患者数の減少に伴う収入減により、令和4年度会計において損失が見込まれるため、横浜市救急医療センターの管理運営に関する基本協定第41条に基づき、損失額相当分の補てんを行います。

<横浜市救急医療センターの管理運営に関する基本協定 抜粋>
(経営リスクに対する支援)

第41条 市は、次項各号に示す指定管理者の責任によらない事情により、指定管理者による本業務の経営にリスクが発生した場合には、第35条及び第36条の規定に基づき必要な支援を行うものとする。

2 指定管理者の責任によらない事情は次の各号とする。

- (1) 患者数の減少
- (2) 医療制度の変更
- (3) 医薬材料等の高騰
- (4) その他市が認める直接費用の増加

3 市は、前項の理由により、指定管理者の本業務の当該年度の会計（第45条に規定する特別会計）の事業（医業）損益計算に損失が発生した場合又は発生する見込みの場合は、指定管理者の本業務の会計に対して損失額相当の補てんを行う。

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①救急医療センター指定管理事業	452,113	94,176	546,289	指定管理料損失額相当補てん分の増
②救急相談業務運営協議会	145		145	
③指定管理者選定評価委員会	212		212	
合 計	452,470	94,176	546,646	

【事業スケジュール】

令和4年度の決算が確定する令和5年6月以降に交付を行います。

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。